

船舶事故調査報告書

令和2年7月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和元年9月19日 09時20分ごろ
発生場所	兵庫県神戸市須磨海岸南方沖 神戸須磨西防波堤灯台から真方位186° 1,230m付近 (概位 北緯34° 37.7′ 東経135° 07.8′)
事故の概要	漁船海剛丸は、航行中、また、プレジャーボート吉野丸は、航行中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和元年9月25日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 海剛丸、9.1トン HG2-5607（漁船登録番号）、個人所有 第260-42280号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート 吉野丸、5トン未満（長さ6.50m） 260-20641兵庫、電装運輸倉庫株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	B 軽傷1人（同乗者）
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 左舷船首部外板に破口等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、漁獲物を運搬する目的で、約16ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で西進中、船長Aが、左舷船首方に東進中のB船を認め、B船が左舷方約30～50mを通過すると思い、航行を続けていたところ、左舷船首方間近となったB船が左転したのを認めたものの、どうすることもできず、A船の船首部とB船の左舷船首部とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、約10knの速力で東進中、船長Bが、船首方に認めたA船が約100mとなった頃、一旦右舵を取ったものの、A船がB船に衝突すると思い、大きく左舵を取ったものの、A船と衝突し、同乗者が軽傷を負った。
分析	A船は、西進中、船長Aが、左舷船首方にB船を認め左舷方約30～50mで通過すると思い、同じ針路及び速力で航行を続けたことから、B船と衝突したものと推定される。 B船は、東進中、船長Bが、船首方にA船を認め、一旦右舵を取ったものの、B船に衝突すると思い、左舵を取ったことから、A船と衝

	突したものと推定される。
原因	<p>本事故は、A船が西進中、B船が東進中、船長Aが、B船が左舷方を通過すると思い、同じ針路及び速力で航行を続け、また、船長Bが、船首方にA船を認め、右に針路を変更した際、A船がB船に衝突すると思い、大きく左舵を取ったため、両船が衝突したものと推定される。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 反航船を認めた場合は、互いの船間距離が接近しないよう可能な限り距離を離すように針路を設定すること。 ・ 早めに最接近距離を確認するとともに、安全に通過するまで動静を継続的に確かめること。